

# 岐阜県公報

## 目次

### 告 示

指定代理納付者の指定

保安林に指定する予定である旨の通知

保安林の指定

### 公 示

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良区の定款の変更認可

(税 務 課) 三二一<sup>ページ</sup>

(治 山 課) 三二一

(岐阜農林事務所) 三二五

(揖斐農林事務所) 三二六

(同) 三二七

## 告 示

第 二 千 四 十 三 号

平成二十一年四月二十八日

(火曜日)

岐阜県告示第三百二十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定による指定代理納付者の指定をしたので、岐阜県会計規則(昭和三十三年岐阜県規則第十九号)第三十七条の三の規定により告示する。

平成二十一年四月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

指定代理納付者の名称及び住所 ヤフー株式会社 東京都港区六本木六丁目一〇番 一号	指定代理納付者に 納付させる歳入 自動車税	指定代理納付者に歳入を納 付させる期間 平成二十一年五月一日から 同二十二年三月三十一日 まで
---	-----------------------------	---

岐阜県告示第三百二十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市付知町字伊勢戸雑二二七四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市阿木字北山二六六四の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市串原字相走一〇九八の二、一〇九八の三

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市串原字岩倉七六六の一、七六六の二、七六六の二、七六七の一、七六七

の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百二十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町日坂字和佐谷一四四九の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町春日六合字呉子谷三六七の一、三六八、三六八の二、三六九、字若

土三七の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場

に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町春日川合字尾又西平三八三二の一、三八三五の四、三八三五の五

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町春日川合字白平三三三〇の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町谷汲高科字灰洞八一三から八一五まで、八一七から八一〇まで、字西ヶ谷八二一、八二五から八二七まで、八二九、八三一、八三二の八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
揖斐郡揖斐川町谷汲名札字高祖九七七の一三から九七七の一五まで
  - 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 三 指定実施要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐は、択伐による。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものであるとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
揖斐郡揖斐川町谷汲神原字水掛一三四〇の一、一三四〇の三、一三四〇の六、一三四一
  - 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 三 指定実施要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐は、択伐による。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものであるとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十一年四月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林の所在場所  
岐阜市大字長良志段見字裏山六一四の一から六一四の八まで、六一五から六一九まで
- 二 指定の目的

公 示

落石の危険の防止  
 三 指定施業要件  
 (一) 立木の伐採の方法  
 1 主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
 2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (二) 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県岐阜農林事務所及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十一年四月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	名	住 所
真桑井水	平成 三・三・三	理事長	杉山 豊年		揖斐郡大野町大字上秋 七三八番地
更地方土		理事	坂田 貢		稲富 六七一番地
地改良区		同	坂田 末		一九一番地
		同	山本 巽		七八七番地
		同	林 忍		一三〇九番地

就任した役員

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

土地改良区名	年月日	役名	氏名	名	住 所
真桑井水	平成 三・三・三	理事長	林 忍		揖斐郡大野町大字稲富一三〇九番地
更地方土		理事	坂田 末		一九一番地
地改良区		同	山本 巽		七八七番地
		同	坂田 貢		六七一番地
		同	松井 光雄		二三四八番地
		同	大野 義光		揖斐郡大野町大字古川 三〇八番地
		同	河野 功		五四五番地二
		同	関谷 邦夫		揖斐郡大野町大字寺内 一番地一
		同	堀 増夫		一五一番地一
		同	内藤 満		揖斐郡大野町大字上秋五八七番地一
		同	杉山 豊年		七八八番地
		同	長屋 正		一一一六番地一

同	同	同	児島 弥太郎		一五五五番地二
同	同	同	大野 義光		揖斐郡大野町大字古川 三〇二番地
同	同	同	河野 功		五四五番地二
同	同	同	関谷 邦夫		揖斐郡大野町大字寺内 一番地一
同	同	同	武藤 隆義		二五三番地一
同	同	同	内藤 宇三郎		揖斐郡大野町大字六一七番地一の一
同	同	同	長屋 正		上秋一一二六番地一
同	同	同	関谷 頼司		黒野一六四八番地三
同	同	同	馬淵 勇治		一八九六番地
同	同	同	馬淵 英雄		一九〇三番地
同	同	同	杉山 肇		揖斐郡大野町大字稲富四〇〇番地一

同 関 谷 頼 司 揖斐郡大野町大字黒野一六四八番地三  
 同 馬 淵 勇 治 同 一八九六番地  
 同 武 藤 隆 志 揖斐郡大野町大字寺内九六八番地一  
 同 内 藤 二 六 同 上秋六三四番地三

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十一年四月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名 退任年月日 役名 氏 名 住 所

西濃用水 平成 理事 細野利男 揖斐郡揖斐川町上三野一七三番地二  
 土地改良 三・三・二 同 北村重雄 不破郡垂井町大石 二四二番地  
 区連合 同 河村利信 養老郡養老町橋爪 一一八六番地

就任した役員

土地改良区名 就任年月日 役名 氏 名 住 所

西濃用水 平成 理事 細野君男 揖斐郡揖斐川町上三野 三二七番地  
 土地改良 三・三・三 同 小竹久通 不破郡垂井町府中 二三〇六番地  
 区連合 同 木村政明 養老郡養老町橋爪 一一三六番地一  
 同 小森三一 揖斐郡大野町大字仲之元五七五番地一

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十一年四月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	認可年月日
揖東土地改良区	平成二・四・二八

平成二十一年四月二十八日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三  
岐阜文芸社